

第8回千葉市学校教育推進計画懇話会議事録（要旨）

1 日 時：平成20年8月27日（水） 午後6時00分～午後8時00分

2 場 所：教育委員会第1・2会議室

3 出席者：（委員）

明石会長 高津副会長 相川委員 秋元委員 安達委員 伊藤委員
今泉委員 小川委員 神田委員 清水委員 鈴木委員 杉森委員
鶴岡委員 戸村委員 行木委員 宮浦委員

（事務局）

教育総務部長 学校教育部長 教育総務部総務課長 教育総務部企画課長 学校財務課長 学事課長 教職員課長 指導課長 保健体育課長補佐
教育センター所長 養護教育センター所長 生涯学習振興課長
社会体育課長 青少年課長 中央図書館長 学校施設課長補佐
教育総務部企画課主幹 広報広聴班主査 担当

4 議題等

（1）議事

- ア 第7回懇話会の議事録の承認について
- イ 区民説明会の実施報告について
- ウ 計画の構成及び施策体系（案）について
- エ 今後のスケジュールについて

（2）その他

5 議事等の概要

（1）第7回懇話会の議事録の承認について

全会一致で、議事録案が承認された。

（2）区民説明会の実施報告について

事務局より、各区で実施した区民説明会について説明を行った。

（3）計画の構成及び施策体系（案）について

事務局より、計画の構成及び施策体系（案）について説明を行った。

（4）今後のスケジュールについて

事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。

（5）その他

次回の開催日は、9月中旬に資料を送付する際、連絡をすることとした。次々回の開催日は10月22日（水）とし、それぞれ、時間は6時から第1・2会議室で行うこととした。

6 会議の経過 別紙のとおり

●小川補佐

皆様、大変ご苦勞様でございます。

お忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

時間になりましたので、ただ今より「第8回千葉市学校教育推進計画懇話会」を開会します。私は、本日の進行をつとめさせていただきます、企画課の課長補佐の小川です。

本懇話会は、千葉市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、前回会議と同様、会議を公開いたします。

本日は、大里委員、貞広委員、高橋委員、田辺委員、の4名の委員におかれましては所用のため、ご欠席です。

なお、神田委員におかれましては、少しご到着が遅れているようでございます。

本日は、1名の方が傍聴にいらしております。傍聴者の方には、配布いたしました傍聴要領にしたがって傍聴をお願いいたします。

それでは、お手元に配布してございます「会次第」に沿って、進めさせていただきます。はじめに資料を確認します。

会次第、座席表、議事1の資料として“第7回懇話会の議事録”、議事2の資料として“区民説明会の実施報告について”、議事3の資料として“学校教育推進計画の構成（案）”、議事4の資料として“平成20年度 策定スケジュール”です。

議事に先立ちまして、お集まりの皆様にご挨拶申し上げます。

● 武田教育総務部長

千葉市教育委員会教育総務部長の武田でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

学校教育推進計画につきましては、明石会長のご協力を得まして、6月から7月にかけて、市内6ヶ所で区民説明会を行いました。そして、多くの市民の方より、たくさんの貴重なご意見をいただきました。後ほど事務局よりご報告をさせていただきますが、市民の方よりお出しいただいたご意見・ご要望をしっかりと受け止め、計画の策定に活かしていき

いと考えております。

また、前回の会議では、「計画の体系」につきまして各委員の皆様方から大変貴重なご意見・ご提案を頂戴いたしました。それを基に、事務局で計画の体系を再構成いたしましたので、本日も前回に引き続きご審議をよろしくお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

●小川補佐

それでは、このあとの議事の進行は、明石会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

●明石会長

明石でございます。

本日もよろしくお願いいたします。

早速でございますが、議事に入らせていただきます。

まず、(1)の「第7回懇話会の議事録の承認について」を議題といたします。

前回、6月23日に行われました第7回会議の議事録をあらかじめ皆様にお配りして、既にご覧いただいていることと思いますが、いかがでしょうか。何かございましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、議事録につきましてご承認いただくことにご異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

●明石会長

異議なしということですので、議事録は承認されました。

次に、(2)の「区民説明会の実施報告」について、事務局より説明してください。

●山崎課長

企画課長の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

6月下旬から7月いっぱいにかけて学校教育推進計画区民説明会を開催しました。

お蔭様で多くの市民の方にご参加いただき、成功裏に終わりました。委員の方々ご協力に感謝申し上げます。特に、明石会長には、当日の運営、指導、ご講演と、全般にわたりましてご協力いただいたことを改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

開催状況でございますが、6区で実施いたしました。少ないところで若葉区の約70名、多いところで花見川区の約100名の参加がありました。この種の説明会としては、他に例を見ないほどの多くの市民が参加してくださいました。全体でも500名近くなります。

出席者は、明石懇話会会長と教育委員会からは武田教育総務部長、岩切学校教育部長、関係課長が出席して、まず、千葉市の学校の現況と千葉市学校教育推進計画のあり方の中間報告を基に事務局から説明を行いました。その後、明石会長から本計画の目指す子どもの姿であります、「夢と思いやりを持ち、チャレンジする子どもを育てる」を演題として講演して頂きました。そして、その後、参加者との意見交換を行いました。非常に限られた時間でしたが、多くのご意見ご要望をいただくことができました。

また、説明会の開催した時期が、ちょうど七夕の時期ということもありましたので、当日、入り口のところに笹を用意しまして、参加者に短冊に意見や要望を書いて吊るしていただくことを行いました。これは非常に好評で参加者の半数以上が書いてくださいました。この内容については、資料の3ページから6ページが意見交換会の中で出た意見・要望で、7ページから9ページが短冊に書いて頂いた要望・意見です。これらの意見・要望は全部で300近くでございます。これらを施策にいかにつなげていくかが大切だと思います。

そこで、資料11ページ、12ページをご覧ください。ご意見ご要望の中には重複した意見が多かったため、事務局で整理しました。11ページは、「学校で行う教育活動」に関する意見をまとめており、12ページでは「教員・教育環境」と「子どもの居場所・家庭・地域」に関する意見をまとめております。

11ページをご覧くださいと、説明会で出された意見のまとめの右側のほうに、計画への位置づけの欄を設けてあります。これが、出していただいた意見・要望を今回の推進計画の施策の中にどのように反映すべきか整理したものです。

例えば、最初に、「わかる授業を目指し、子どもたちに確かな学力をつけてほしい。」という意見・要望がありますが、これに対して、計画の中では、具体施策として(2)確かな学力の育成に向けた「わかる授業」の推進という施策の中に位置づけていくというようにしております。その他の施策についても同様にまとめてあります。

ただ、どの程度まで意見を施策の中に反映していくかは、今後の検討課題です。

以上です。よろしく申し上げます。

●明石会長

ただ今区民説明会について説明していただきました。約500名の方が参加して、300名近くの方が短冊を書いてくれたというのは貴重な生の意見かと思えます。私も参加させていただいて、生の声はある時は厳しいですが、ある時はなるほどと思うこともあります。

参加した市民の方は教育委員会を見直したのではないかと思います。これを一つのきっかけとして、千葉市の市民参加の一つの形態ができたと思えます。

何かご意見はありませんか。

11ページ、12ページを見ると、教育活動の中身そのものに関する意見は多いです。次は教員に対する教育環境、そして家庭教育に関するご意見があります。これをおさえていただきたい。

では、議事3にいきます。これが一番大切なことです。「計画の構成及び施策体系」についての協議を行います。大きく二つに分けて考えていきたいと思えます。最初は骨組みとしまして、推進計画の構成及び施策体系について考えていただき、その後、具体的な施策と事業一覧について検討したいと思えます。

それでは、事務局より資料の説明をお願いします。

●山下主幹

企画課の山下でございます。

「議事(3)」につきまして、お手元の資料「千葉市学校教育推進計画 の構成(案)」及び「施策体系」、「施策・事業一覧表」をもとにご説明いたします。

はじめに、計画の構成についてですが、第1章の「総論」から、第2章「計画の目標・施策展開の方向」、第3章「アクションプラン」まで、大きく三つの内容で構成し、「総論」では、「計画策定の趣旨」と「計画の位置づけ・対象範囲・期間」を明示するとともに、「市民の信頼と期待」・「新しい時代への対応」等、中間報告でいただきました「7つの策定の視点」をもとに、計画推進に当たっての基本的な考え方を提示したいと考えております。次に、第2章の「計画の目標・施策展開の方向」につきましては、「千葉市の目指すべき子

どもの姿」及び「教育目標」について、それぞれの内容と考え方をまとめるとともに、「学校・家庭・地域・行政の役割と連携」といった観点を踏まえつつ、8つの「施策展開の方向」並びに「施策体系」をもとに構成したいと考えております。

第1章、第2章の内容に関しましては、懇話会よりいただきました「中間報告」の内容をもとに現在整理をしているところでございます。

ここで、第2章の「4 施策体系」について触れさせていただきます。次ページ以降にございますのでご覧ください。

体系の全体像として、2ページに「千葉市の目指すべき子どもの姿」と「教育目標」、そして「施策展開の方向」を示してございます。また3ページには、それぞれの「施策展開の方向」に沿って、「基本施策」及び「具体施策」を示してあります。

「基本施策」は、「施策展開の方向を具現化するための基本となる施策」であり、例えば、「施策展開の方向Ⅰ」の「わかる授業を推進し、自ら学ぶ力を身につけさせる」では、「基本施策」として、「(1) 学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の推進」と「(2) 学びを深め、広げる教育の推進」を挙げております。

また、「具体施策」は、この基本となる施策の実現に向け、どのような施策を展開するのか、より具体的に示すものであり、例えば、「①新学習指導要領への確実な対応など、①、②などで示した事項でございます。

この「具体施策」により、千葉市がどのような取り組みを進めていこうとするのか、市民の方々に伝えることができるようにしたいと考えております。

後ほどの協議では、特に重点的に取り組むべきアクションプランと併せて、どういった「具体施策」に力を入れていくべきか、ご審議をいただければありがたく存じます。

皆様のご意見をもとに、施策体系の表記の仕方を工夫し、千葉市としてのメリハリのある計画が示せるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。次に、1ページに戻っていただきまして、「計画の構成」の中の第3章「アクションプラン」ですが、ここでは、一つ一つの具体的な事業についてそのねらいや内容などを概要としてまとめるとともに、具体的な数値目標などを「成果指標」として盛り込みたいと考えております。

これにつきましても、現在、各所管と調整を図りながら整理をしており、9月中旬には、委員の皆様にお示しし、次回の懇話会でご協議いただけるようにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

「計画の構成」の最後になりますが、「策定経過」と「用語解説」を参考資料として添付する予定です。

以上、簡単でございますが「計画の構成及び施策体系」についての説明とさせていただきます。

● 明石会長

ありがとうございました。

このようなフレームで報告書をまとめていきたいという説明でした。

もう少しアクションプランのことについてご説明していただきたいのですが。

● 山下主幹

まずは、全体の構成についてご意見をいただいてから、4ページ以降の施策事業一覧表をもとに若干説明を加えさせていただきたいと思います。

● 明石会長

メインは第2章と第3章ということになると思います。こういう形で構成を考えていくということです。

では、次の具体的な施策事業一覧表を検討することに移りたいと思いますので、お願いします。

● 山下主幹

それでは、続きまして、4ページ以降の「施策・事業一覧表」についてご説明いたします。

初めに、表の上の項目の欄をご覧ください。一番左の欄の「施策展開の方向」及び「施策目標」ですが、これは前回の懇話会の内容と同じでございます。

今回、新たにお示しした内容としましては、左から2番目の「基本施策（案）」と、その右の「具体施策（案）」、そして「アクションプラン（案）」でございます。

「基本施策（案）」につきましては、中間報告に示された施策目標をよりわかりやすく示すとともに、具体施策やアクションプランを包括する表現となるよう表記を工夫・整理を

したものです。

また、「具体施策（例）」ですが、先ほども少し触れましたが、千葉市としてどのような施策を展開していこうとするのか、より明確に示せるよう、委員の方々のご意見等をもとに、前回の懇話会で提示した内容について、各所管により再度吟味を行い、整理したものでございます。

アクションプランについては、それぞれの具体施策の実現に向けて実施する事業であり、再掲の事業を含めて今回178の事業をアクションプランとして位置づけております。

なお、先ほどの課長の説明の中にありましたように、区民説明会でいただいたご意見につきましても、別紙「区民説明会で出された主な意見・要望の計画への位置づけ」にございますように、できる限り具体施策やアクションプランの中に盛り込ませていただいております。

また、それぞれのアクションプランについて「担当課」を記載しておりますが、所管について現在調整中の事業もいくつかございます。この点につきましても今後、さらに調整を図ってまいりたいと考えております。

次に一番右の欄ですが、前回、明石会長からいただきましたご意見をもとに、それぞれの事業について「市単独事業」、「国の委託等事業」等の区分けをさせていただいたものです。「市単独事業」は、もとより市独自の予算で実施している事業であり、「国の委託等の事業」は、国から委託金として財源を受け、契約等により執行する事業でございます。

また、「国の事業への上乗せ事業」は、国の事業で国が財源を一部補助し残りを市が負担して執行する事業で、「国庫補助による事業」は、市の事業として、国から補助を受けて執行する事業ということで、区分けしております。

この中で、今後執行するものについては、新規事業として「○印」を付してあります。

なお、現在実施している事業のうち、「国による委託を受け、委託期間終了後も市単独事業として実施している事業」はほとんどございませんが、今回、アクションプランとして示した事業、例えば「12 理科支援員の配置」などについては、委託期間終了後においても、市として何らかの形で継続実施していく予定でございます。

それでは、各施策展開の方向に沿って、委員の方々のご意見、区民説明会での市民の意見等を踏まえ、今回新たに加えた内容や変更した内容、やや意味が読み取りにくい事業等を中心に、説明をさせていただきます。

はじめに、施策展開の方向Ⅰ「わかる授業を推進し、自ら学ぶ力を身につけさせる」で

は、「具体施策」として、新たに「(1) 新学習指導要領への確実な対応」と「(3) 国語力の向上」を加えております。いずれも、今後、学校教育を推進していく上で、基本となる重要な内容であるとの考えから新たに加えたものです。

また、前回お示しした「英語力の向上」ですが、「語学力はあくまでコミュニケーションの手段であり、国際理解教育に含めた方がよい」との委員からのご指摘により、今回、(15)の「国際人を育てる国際理解教育の推進」の方へ組み替えております。

アクションプランでは、「19」として、「学校C I Oの育成」を新たに位置づけておりますが、C I Oは「チーフ インフォメーション オフィサー」の略で、「教育の情報化を進めるための統括責任者」を意味しております。「学校C I Oの育成」は、こうした教育の情報化を進める責任者を各学校に育成するといった内容の事業でございます。

次に、施策展開の方向Ⅱの「社会性を備えた豊かな心をはぐくむ」では、新たに加えたものはございませんが、名称をいくつか変えております。「教育相談等の充実」とあったものを、より内容をわかりやすく示すために(12)にありますように「いじめ等問題行動への対応」に変更しております。また、前回「千葉学の振興」としていたものを「(14) 郷土の歴史と文化等を学ぶ機会の充実」と改めております。

アクションプランについては、「34 道徳副読本の作成」、「35 環境教育教材の作成」、「40 スクールソーシャルワーカーの活用調査研究」などを新たに加えております。「スクールソーシャルワーカー」は、いじめや不登校、暴力問題など、子どもの抱える問題に対して、本人の内面に働きかけるだけでなく、置かれている環境にも着目して、学校内や学校の枠を超えて関係機関と連携し、環境の改善を図り、子どもの自立を促す働きをする専門家であり、「スクールソーシャルワーカーの活用調査研究」は、こういった専門家の活用に向け、調査研究を行うものです。

続いて、施策展開の方向Ⅲの「体力を高め、健康な体をはぐくむ」では、具体施策について名称を若干変更したのもございますが、内容としては変わっておりません。

アクションプランでは、「68 地域の専門医との連携による子どもの健康づくり」など、委員からご指摘のあった「健康増進」に関する取り組みを事業として位置づけております。

次に、施策展開の方向Ⅳ「家庭の教育力を高め、地域の教育力を生かす」では、「よりわかりやすい表現に」という委員からのご指摘により、「基本施策」について、「8 家庭の役割と機能を再確認するための方策推進」、「10 ルールやマナー意識をはぐくむ交流・

連携活動の充実」と、表現を変えさせていただきました。

また、「家庭の教育力の向上といった視点を充実させる必要がある」との委員からのご意見や、「子どもの遊び場の確保が必要」との市民の意見を踏まえ、アクションプランとして、新たに「76 公民館における子育て相談の実施」、「78 公民館での子どもたちの学習や活動の場の確保」、「79 子どもたちの遊び場の確保」、「91 青少年の日、家庭・地域の日の活動の推進」を加えております。

施策展開の方向V「子どもの学びを支える教育環境を整える」では、今後の変化への対応といった視点から、「具体施策」として「(30) 教材教具等の充実」を新たに加えるとともに、アクションプランでは「96 学校給食センターの整備」、「99 新学習指導要領に対応した教材教具の充実」、「100 地上デジタル放送への対応」を加えてございます。

次に、施策展開の方向VIの「意欲あふれる教師を確保するとともに、より魅力ある指導力を持った教師を育てる」では、具体施策として「(39) 教職員のモラル向上」を新たに設けるとともに、懇話会のなかでも盛んに議論になりました「教員が子どもに向き合える環境づくり」に向けた事業についても位置づけを行っております。

例えば、134の「NPOちば教育夢工房（仮称）による支援の推進」ですが、これは学校への人的な支援を行うための人材を確保し、授業をはじめ様々な教育活動の中で活用できるようにすることで、学校教育の充実を図っていこうというものです。

また、136の「教務事務のIT化の推進」は、様々な事務処理の効率化と教職員の負担軽減に向けて、教員が一人一台のコンピュータを校務に活用できるような環境を整備するものです。

さらに、今回新たに「138 教職員の勤務負担軽減」を事業として位置づけております。これは、学校現場における教員の勤務実態を調査し、勤務負担を軽減するための具体的な方策について検討し、実施するものです。

また、保護者等による学校への苦情などに対応するため、「139」として、仮称ですが「教育問題相談体制の整備検討」についても新たな事業として位置づけております。

続いて施策展開の方向VII「多様な教育的支援を充実させるための教育環境整備を一層進める」では、「具体施策」及びアクションプランについて、内容をよりわかりやすく示すため、表現や構成を若干変更しておりますが、内容としましては大きな変更点はございません。

この中の168「e-ラーニングの実施」ですが、これは、インターネットを通じて配信される教材コンテンツ等を活用しながら、理解度に応じて学習を進められるようにするもので、不登校の子どもなどの教科の勉強を支援するものです。

最後に、施策展開の方向Ⅷ「学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする」では、仮称ですが177として、「学校支援システムの検討」を位置づけております。

これは、地域が一体となって学校支援に向けた具体的な取り組みが進められるよう、行政が中心となって、そのためのシステムづくりを進めるもので、この点については区民説明会で、市民の方々から多くのご意見をいただいております、それを反映させるべくアクションプランとして位置づけたものです。

以上、簡単ではございますが、「千葉市学校教育推進計画の構成（案）」及び「施策体系」、「施策・事業一覧」についての説明とさせていただきます。

繰り返しになりますが、この後の協議では、「具体施策」やアクションプランについて、「何に重点をおいて取り組むべきか」を中心に、ご意見をいただければと思います。皆様よりいただいたご意見等をもとに、より市民にわかりやすい、特色のある計画にしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

●明石会長

それでは、2つに分けて考えたいと思います。

1つは、アクションプランの具体施策の案があります。例えば、「(1) 学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の推進」に、「③国語力の向上」とありますが、こういう分け方でいいのでしょうか。もう少し案があれば出していきたい。

例えば、私個人の考えとしては、国語力の向上でいいのか。なぜ言語能力の向上ではないのか。新しい学習指導要領では国語力とは言っていません。言語活動の充実なので。そのために、社会科で新聞を活用するとか、音楽や図画工作で言語活動の充実を図ろうとしています。そういった中でなぜ国語力に限定するのか。そのような疑問や質問を受けたいと思います。

意見がなければアクションプランに行きたいと思います。

前もって各委員に178の事業を見てきていただきましたが、新規施策が約20パーセントあります。市独自の施策が多いことはもっと自慢したいですね。それらを全部やりたいと思いますが、財政的に無理かもしれません。そこで、各委員には、この中で緊急にやって欲しい、1、2年とか5年後にやってほしいというものがあれば言っていただきたいと思います。早く行う必要があるものを出していただきたい。

10月に2回ほど懇話会を開いて、重要性を決めていきたいと考えています。今日は、その前に自由に思いついた意見を出していただきたいと思っています。それらを整理して10月の2回で重要性を決めていきたいと思っています。

順番に宮浦委員から意見を伺ってまいりたいと思います。

●鶴岡委員

その前に質問があります。

今、ご説明いただいたアクションプランですが、前回の懇話会や区民説明会で出た意見を検討して変更されたところがあります。今回新しく付け加えられたものの中で、新規として○がついているものと、新規とされていないものがありますが、この違いは为什么呢。

●山下主幹

新規として○がついておりますのは、計画の中に位置づけ、新たに実施していく事業です。前回の懇話会でお示しした内容に、懇話会や区民説明会で出された意見をもとに、事務局で検討を重ねて追加した事業がありますが、これは、新しく実施していくものの他に、今まで実施してきている事業の中で、計画に掲載してさらに力をいれていこうというものもあります。それについては新規として○をつけていません。

●明石会長

他に質問ありますか。

他に質問がなければ、宮浦委員お願いします。

●宮浦委員

アクションプラン「40 スクールソーシャルワーカーの活用調査研究」が新規であります。これが目につきました。

スクールカウンセラーは、週1回程度しか学校に来ないと思います。しかし、それでは子どもの状況とか見られないと思います。

私は、以前、他市で、毎日学校に常駐して子どもの話を聞くという仕事をしたことがありますが、スクールソーシャルワーカーがそれに当たるのではないかと思います。

専門的なことはスクールカウンセラーの方が取り扱うことにして、そうではなく普段の子どもの様子を見ているスクールソーシャルワーカーの方が学校に週3、4日、できれば5日間来てくれると、子どもたちも、ちょっとした不安を遊びながら相談できると思います。ですから、スクールソーシャルワーカーのような相談員を是非とも早急に配置していただきたいと思います。

●明石会長

千葉大学附属小にスクールソーシャルワーカーがいますが、まだ不十分です。おっしゃるとおり、ソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとは違います。今後、政令都市ではスクールソーシャルワーカーのほうが必要になってきますよね。子ども個人のバックのことを理解できるということのも必要だと思います。

行木委員どうぞ。

●行木委員

たくさんのプランを出されてあるので、すべて目を通すのはなかなか難しいです。

その中でも、具体施策「(11) 環境教育の推進」は、すぐに取り組んでいくべき大きな課題ではないかと思います。地球温暖化の問題、それにより自然環境が変化しているということで、様々な異変を身近に感じています。そういう意味で、環境教育を充実させていくことが今後必要かと思います。

それから、次のページの基本施策案の「16 教職員への支援体制の充実」ということで、今回新たにアクションプランが出されています。その中に、「138 教職員の勤務負担軽減」があります。

最近、教員の果たす役割が多岐に渡ってきている中、学習指導要領が新しく改定されて、学校の授業が1～2時間増え、そして多岐に渡るとなると、教職員の負担が一層多くなる

のではないかと思います。そのときに、私たちが一番懸念しておりますのは、子どもたちに専念した教育活動ができるのかどうかということです。

この事業により、そこの支援をどうしていくのか、大変興味があり、また期待しています。

●戸村委員

具体施策「(3) 国語力の向上」のうち、アクションプラン「10 朝読書の推進【新規】(再掲)」と具体施策「(7) 科学館・図書館・博物館等の活用」を、子どもの学力という点で中心にやってほしいと思います。

その他に、5ページの基本施策「16 教職員への支援体制の充実」の中に、いくつか新しい施策がアクションプランの中に挙がっております。134、138、139ですね。それらを充実させていただきたいです。

子どもの学力の問題と先生の負担の軽減、この二つを中心に謳っていただけたいと思います。

それから、左側の施策展開の方向「IV 家庭の教育力を高め、地域の教育力を生かす」と「VIII 学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする」ありますが、区別がつかず、分からなくなってきました。

例えば、IVについては家庭の教育力にしぼり、VIIIについては家庭・学校以外の周囲の地域や行政も含めてサポート体制をつくる、というように、はっきりと分けるほうが分かりやすいような気がします。もう少しIVとVIIIの違いをつけてほしいと思います。

●明石委員

IVを「家庭と地域の活動内容を支援する」というように活動に限定し、VIIIを「こういう仕組みを作る」というように仕組みについて限定するか、戸村委員のおっしゃったように、IVを家庭で、VIIIを地域と行政にするのか、この辺は非常に重要な指摘です。検討させていただきます。

●山崎企画課長

先ほどのご意見について、よろしいでしょうか。

中間報告のときの教育だよりを見ていただくと分かるのではないかと思います。

事務局としては、明石会長の整理で考えています。「IV 家庭の教育力を高め、地域の教

育力を生かす」と整理しておりますが、これは、家庭と地域がそれぞれ何をやっていくべきかというような視点であり、「Ⅷ 学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする」は、それぞれ連携することによって、どういうことができるのかという視点で考えております。そのような違いがありますのでよろしくお願いします。

●鶴岡委員

区民説明会で出た意見・要望の中の学校の教員に関する意見を見ると、「多くの問題が先生方の肩にかかっている」とか、「子どもの心に応えてほしい」とか、「本当に忙しそうである」とか、「子どもの教育に専念してほしい」など、同じような意見が挙げられています。

また、地域・社会の体制の整備に関する意見の中では、「少子化により、学校の教員の数が減り・・・」というのがあります。

これらのことから、他の委員も言われていますが、基本施策案「16 教職員への支援体制の充実」に着目したいと思います。

ややもすると、教職員のほうが楽をしたいがために、このようなものを必要としている、と考える方がいらっしゃいます。しかし、そうではなく、我々が時間を確保できれば、それが子どもたちにつながるのだということを是非ご理解いただきたいと思います。目の前の子どもたちに如何にかかわれるか、そこが、我々が今一番欲している部分でございます。ここの部分について、是非、支援体制を整えていけたら、と考えております。

中間報告の後ですが、可能であるなら修正していただきたい点があります。昨年度も申したつもりですが、施策展開の方向「Ⅵ 意欲あふれる教師を確保するとともに、より魅力ある指導力をもった教師を育てる」では「教師」とあります。基本施策14から17では「教職員」という言葉に変わっています。学校現場では、教諭だけではなく、事務職員や栄養職員、皆で協力して子どもたちを見ています。ですから、「教師」と言う言葉にこだわらないのであれば、「意欲あふれる教職員を確保する～」で文言を統一できたらいいなと考えております。

●鈴木委員

私は専門が心理なので、まずそちらに目が行ってしまいます。先ほどお話が出ましたが、カウンセラーとソーシャルワーカーは全く違うものなのです。

長岡が、地震の後、ソーシャルワーカーの制度を取り入れたら、非常に良くなったそうです。そこで、文部科学省でもそういう制度を取り入れたようです。それはどういう制度かという、今までのスクールカウンセラーというのは、小学校、中学校、高校とそれぞれ

れ学校にいるものなのですが、このソーシャルワーカーは、地域にいて、一人の子どもを小学校、中学校、高校とずっと見ていくというものです。

今までだと、小学校で登校できなくなった子が中学校に行くときには、その子について連絡をとりあっていくことなのですが、ソーシャルワーカーは地域の人なので、一人の子どもをずっと見ていくことになります。

社会福祉士がスクールソーシャルワーカーにあたっています。今、臨床心理士は、社会福祉士を受けるために大混乱をおこしています。つまり、今までは臨床心理士が学校に入っていたので、臨床心理士の資格をとることを一生懸命にやっていたのに、文部科学省がソーシャルワーカーにすると決めたので、臨床心理士が一気にソーシャルワーカーの免許を取り出しているのです。結局、中身は似ているものが、右にいたり左にいたり、うろろうろしている感じがしています。

地域にカウンセラーがいて、その地域のカウンセラーが一人の子を、小学校、中学校、高校、大学までずっと見ていく、長岡のソーシャルワーカーは、大学まで子どもを見ていて、長岡から私に電話をしてくるのです。私は、千葉市で生まれたら、その子どもをずっと見ていく、というようなということができたらいいと思います。

また、私が研究していることなのですが、最近の子どもは元気や意欲がないです。なぜ、元気や意欲がないかという、朝起きて、眠いまま学校に行き、朝読書をして眠ってしまうからです。実験しているところなのですが、朝、歌を歌うと酸素がいっぱい運ばれて元気になります。読書もいいですが、朝、歌を歌うということもいいのではないかと思います。

●杉森委員

幼児教育の立場から意見を言わせていただきます。

まず、文言の確認をさせてください。具体施策「(23) 家庭への支援」ということで、アクションプラン「75 保育所(園)等における子育て支援の推進」とありますが、幼稚園は入っていないのでしょうか。幼稚園も入りますね。

●山崎企画課長

幼稚園も入ります。はっきりわかるようにします。

●杉森委員

お願いします。

家庭への支援ということですが、子育てをしている親の支援をすることが必要だと感じています。そこで、私たちは、今、親のしゃべり場を確保しようとしています。親が何でも話せる、親同士が話せるような時間と形態を、幼稚園でも工夫していますし、団体でも試行錯誤しながらお母さん方に呼びかけています。

そういう意味で、家庭への支援ということでは、特に、お母さん方が、子育ての悩みを話して解決できるように私たちは受け止めていくことだと思っています。そういったものがひとつ入れればいいかなと思っています。

それから、具体施策「(33) 学校間・学校種間連携の推進」、アクションプラン「106 幼・保・小連携教育の推進」とありますが、幼稚園の教育団体でいろいろ研究をされています。幼稚園から小学校に上がったときに、つまずかず、スムーズに移行ができ、そして学びの連続性ができればいいと考えています。今、結構、小学校に入ったときに悩む子があります。それは、幼児期に楽しい体験をしたのに、小学校に入ると急に構えてしまって、学校が壁をつくっているように感じるのです。そのようなものを無くして、スムーズなものにしたいです。小学校・中学校についても同様でないでしょうか。

組織として、幼稚園・保育所と小学校との話し合いの場が数多く持てれば、なお良いと思います。

具体施策「(35) 幼児教育の充実」のアクションプラン「114 私立幼稚園就園奨励費の補助」、「115 私立幼稚園教材費の助成」については、言いにくいですが、よろしくをお願いします。

●清水委員

特別支援教育について、千葉市特別支援教育のあり方検討会議が3月に最終答申を出しました。その中で、特別支援教育について、かなり細かく、具体的にまとめて、早く取り組んでほしいことを答申させていただきました。それとの整合性も必要ではないかと思えますので、うまく整合を図ってほしいです。

それから、障害を持つ子どもさんの個別の指導計画は、幼少時代、小学校時代、中学校時代とそれぞれ作っていますが、教育の連続性として、個別の教育支援計画を立てるようにと文科省が言ってきています。これの絡みで、保育園・幼稚園と小学校の教育の連続性、それから小学校と中学校の連続性をもって、情報を細かく引き継いでいるケースは、かなりうまくいっています。ところが、個人情報絡みもありまして、制度が変わったところ

で、情報のつながりがなく、切れているところは改めてやり直さなければいけません。これが、最近気になるところです。

具体施策「(33) 学校間・学校種間連携の推進」、アクションプラン「106 幼・保・小連携教育の推進」、「107 小中連携・一貫教育の推進」と「146 特別支援学校と小・中学校との連携教育の推進」、特別支援教育においても連携は非常に大事かと思いますのでよろしくお願いします。

●明石委員

アクションプラン「150 特別支援連携協議会の設置」と新規にあげられています。

では、相川委員、どうぞ。

●相川委員

私は、七夕の短冊の意見を見て、学力の向上についての行政や学校への要望が多く、保護者として何ができるかという意見があまりないと思いました。今、行政も財政が厳しいです。自分の学校を見ると、先生が子どもに向き合っている時間が少ない。小学校では、先生が話をしているときも、自分が関係しないときは動き出している子どももいます。

そういうことを思うと、学習支援員とか千葉独特の夢工房とか、いろんな人がバックアップして、先生方ができるだけ子どもに直面できる、子どもに学力をつけさせるものに取り組めるようにする。これは、親に課せられているのではないかと思います。ここに、放課後子ども教室とか、そういう機会もありますから、できるだけ、保護者や地域の人も取り入れて推進をしていただければと思っています。

●明石委員

非常に大事なご意見で、教育基本法の中に文言として、家庭教育の欄ができて、親が責任を持つのだと教育の憲法でも明示されています。できましたら、施策展開の方向「Ⅷ 学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする」の基本施策「23 学校・家庭・地域・行政の連携による取り組みの推進」のところに、文言として「親にもお願いしたい」というようなことを入れたいですね。

●相川委員

そうですね。

そのようなことで、もう一つ言い忘れましたが、親のクレームは聞くに堪えないものが多いです。校長先生、教頭先生、担任の先生としては、厳しい言動に対して、反論がしにくいところもあると思うので、それに対応する組織を早く作ってあげたらいいのではないかと思います。

●秋元委員

他の委員の方の意見を聞いていると、どれも重要なので、結局全部やらなければならないようになってしまうような気がします。

私は特に専門がありませんので、感じたことしか申し上げられませんが、基本施策案「3命を大切に作る心や思いやりの心をはぐくむ教育の推進」が重要だと思います。どんなにハードを備えても、どんなにいい先生を集めても、受けてくれる生徒がいなくては役に立たないのではないかと思います。

そういう意味で、気になるのは不登校についてですが、千葉市において不登校の生徒はどれくらいの割合でいるのか教えてください。小・中学校あわせての数で結構です。

●小池指導課長

不登校というのは、統計上では、年間30日以上欠席していることを言います。これは、必ずしも連続している、また、調査時点で不登校になっているという意味ではありません。千葉市については、不登校数は700余りです。平成19年度については、全国的には増加傾向にありますが、千葉市では減少に転じています。出現率は全国に比べれば少ないほうですが、数は多いと思っています。

●秋元委員

ありがとうございました。

昔は、登校拒否と言っていたものが、いつの間にか不登校という言葉に変わっていました。以前は、「学校に行きたくないから、行かない」という子の状態を登校拒否と呼んでいたのが、「学校に行きたいのに、行けない」ということから不登校と呼ぶようになったのかなど、私は思っています。いつの間にか不登校という言葉聞くようになりました。

私は、千葉市の子どもたちのほとんどが、きちんと学校に行って義務教育を受けていることを目指したいと思います。そういう意味では、道徳だけでなく、不登校についても取り組む必要があると思います。

なぜ、思いやりが大切かというと、いじめている子は思いやりがないから、いじめるわ

けで、その結果、不登校の子が出てくるわけです。悪循環になるので、そういったことを考えて道徳教育に力をいいてほしいと考えます。

今まで懇話会をやってきた中で、「夢を見る子どもが減っているのではないか」という話が出たことがありました。

例えば、小さい子が、最初に大人に触れる機会である保育園や幼稚園の先生に憧れたり、入院した時に世話をしてくれた看護師に憧れたりするというように、接することで感情は芽生えると思います。

最近では、スーパーやデパートなどで職場体験を受け入れていて、すごく人気があるそうです。そういう機会が千葉市で増えていけば、夢を見る子どもも増えてくると思います。避難訓練の消防士に接する機会が学校であると、消防士になりたいと思う気持ちも芽生えると思います。

私は、是非千葉市にやってもらいたいと思っていることがあります。それは、千葉市の義務教育を受けた子どもたち全員は救命救急の講習を受けたことがある、ということです。

千葉は、幸せなことに災害が少なく、温厚な気候のおかげで、ゆったりとした県民性があります。しかし、そのためにいざという時には弱い県や市なのではないかと思います。私は、千葉市の住民は全員が救命救急の講習を受けたことがあるので、少しの怪我なら皆で助け合える、というような市になったらいいな、と思っています。

そうすることによって、人を傷つけたり、怪我を負わせたりしなくなるのではないかと思います。これまで、特別な「千葉市らしさ」を見つけようと、懇話会の中で話し合ってきましたが、そのようなことを「千葉市らしさ」にしても良いと思います。

●明石会長

千葉大学教育学部では全員がAEDの講習を受けています。同じように、千葉市の小・中・高校生全員がAEDを使えるようになるといいですね。

●安達委員

私は、第一に基本施策「16 教職員への支援体制の充実」が非常に大切だと思います。近所の学校の先生の行動を見ていますと、朝のセーフティウォッチの見回りから始まり、放課後は遅くまで学校に残っています。教頭先生が給食費の集金などを行っていることもあります。一日のうちで教育活動以外に時間をとられていることが多いと思います。そうし

た中では、教職員の勤務負担の軽減が一番大事ではないかと思えます。

親が教えることがなくなったので、非常に子どもの考え方が利他的になっている気がします。その補完として、学校で教えていくのでは負担があります。勤務負担の軽減とあわせてアクションプラン「135 教職員ヘルシーシステムの整備」もあわせて必要だと思えます。

それと関連して、基本施策「8 家庭の役割と機能を再確認するための方策推進」、これも、学校が家庭に毅然とした態度を取ればいいのですが、今の情勢では、モンスターペアレントに押されていて難しいと思えます。従って、家庭でやるべきことは家庭できちんとやるというように、役割をはっきり家庭に認識させることが大切だと思えます。

●伊藤委員

私は2点だけ申し上げたいと思えます。

1点目は、道徳教育の充実です。秋元委員からも話がでましたが、私は視点を変えて、道徳教育の充実の中で、アクションプラン副読本の作成の中に、情報モラル教育を取り入れてみたらいいのではないかと思えます。

その訳は、最近の子どもたちに携帯電話を持つな、ということは不可能であり、情報化社会の中で生活している子どもたちを見ると、情報モラル教育は欠かすことのできない、急を要することだと思うからです。

また、もう一つの点からは、プロフと呼ばれるプロフィールサイト等での児童生徒の被害が増加しており、対策をとらなければいけないということがあります。フィルタ等以外に、一人ひとりの子どもたちが、情報モラルについて自分の問題として捉えることで被害を減らすことができるのではないのでしょうか。副読本の作成とは別に、情報モラル教育の資料を用意して対応していくことが大切かと思えます。

2点目は、「先生が子どもに向き合う時間の確保を」と以前も話しましたが、この点についても急を要すると思えます。先生が子どもに向き合うことができるようになることにより、ここにあげられている重要事項の多くが解決できると思えます。

その中で、基本施策「16 教職員への支援体制の充実」のアクションプラン「136 教務事務のIT化の推進」は、先生1人に1台ということで予算的に難しいと思えますが、これにより、かなり校務事務の時間が確保されると思えますので、是非、計画的に早くから始めて効率化を図ってほしいです。

それにあわせて、今、非常に大事なことは、情報セキュリティの管理だと思えますので、

そのことを関連事項として取り組んでおいたほうが良いと思います。昨年1年間においてもほとんどの県で、情報漏洩により信用を失墜するという事件が起きています。校内での成績や個人情報の管理の対応を整えて、先生方が安心して校務事務が進められるようにすることが必要かと思います

●今泉委員

私は、先生が一人ひとりの子どもたちときちんと向き合える時間や場所を確保し、学力の向上を図る取り組みを第一にし、それを支えるものとして、家庭力を育て地域の協力を求めていくという方向性が望ましいと考えております。

そのためには、施策展開の方向「Ⅵ 意欲あふれる教師を確保するとともに、より魅力ある指導力をもった教師を育てる」が、まず、第一だと考えています。

教職員の負担を軽減することにより、魅力ある先生になって、子どもたちと向き合ってもらいたい。それと同時に、最近、目も当てられないような、ありえないことをする先生がニュース等で報じられていますので、先生のモラル向上もしっかりしていただきたいと思っています。

次に、基本施策「3 命を大切に作る心や思いやりの心をはぐくむ教育の推進」の具体施策「環境教育の推進」が大切だと思います。その中に、アクションプラン「37 ごみ分別スクール希望校の指定」とありますが、これは、学校だけで成り立つものではなく、やはり家庭での教育も大切だと思います。しかし、最近は、ごみの分別ができていない家庭が多いです。そういう意味では、施策展開の方向「Ⅳ 家庭の教育力を高め、地域の教育力を生かす」にも、環境教育をいれていただきたいです。学校で環境教育を行うことも必要ですが、同時に家庭でも教える必要があり、教えられる親になることが必要だと思います。

それから、施策展開の方向「Ⅲ 体力を高め、健康な体をはぐくむ」の具体施策「(19) 体力づくりの推進」体力テストや大会について書かれていますが、体育の授業は時間が削られることが多いと思います。子どもは、体操服のまま授業を受けることはできないので、体育の授業後は着替えなければなりません。その着替えの時間もありますし、移動時間もあります。また、先生も着替えて、子どもを並ばせて校庭に連れていかなくてはなりません。そうすると、体育の授業時間がさらに少なくなります。

そこで、私は、体育についても理科や算数のように支援員をつけてほしいと思います。

先生が着替えている間に、支援員が子どもを並ばせて校庭に連れて行けば、先生が来たらすぐ体育の授業が始められます。また、高学年になると、技術的にも高度な授業をできる経験者を支援員として入れてみたら良いと思います。

他には、施策展開の方向「Ⅳ 家庭の教育を高め、地域の教育力を生かす」の具体施策「(24) 放課後等の子ども居場所づくり」がありますが、子どもルームは小学3年生までで定員がいっぱいであり、4年生以上は家庭にお任せで、夏休み中などはずっと一人で家になることになります。私は、非行に一番気をつけなければならないのは、小学校高学年から中学生でないかと思いますが、この子達が街に放り出されている状態です。そのところをどうにか早く考えていただけたらな、と思っています。

余談ですが、具体施策「(26) 子どもの安全を見守る体制づくり」のアクションプラン「87 『子ども110番の家』設置の推進」とあります。子どもの心理としては、何かあったときには、子ども110番のシールが貼ってある家に行かなければならないと思うのではないかと、私は思います。

しかし、子ども110番の家とされていても、実際には働きに出ていて留守のことが多いです。あれは、「みんなが見ている」という防犯の意味で貼っているのかもしれないけれど、子どもを助けるという意味で、本当に役立っているのか疑問に思います。これでは、いざと言うときに助けてもらうことができず、役に立ちません。どこに入っても、助けてもらえることを前提に設置してほしいです。

あと、大きなことですが、以前講師をしたときに、課題を出しても、すぐ「無理」と言っただろうとしない子や、「僕は何をやっても駄目だ」と言っただ、励まされないとやらない子がいました。原因は、親が忙しくて、子どもが何かをやろうとした時に、すぐに「無理」とか「駄目」と言いながら育てたせいではないかと思っています。親の言葉一つで子どもたちがやる気になるということを知ってもらいたいし、先生たちにもそのことを念頭においてほしいと思っています。

●小川委員

私は、青少年補導員をしておりますので、社会性を備えた豊かな心をはぐくむという点で道徳教育の充実をお願いしたいと思います。そのための副読本の作成も必要ではないかと思っています。その副読本の内容的なことでお願いがあります。

いろんな犯罪の傾向を見ますと、子どもたちだけが原因ではないのではないか、家庭や

親の原因で、子どもが仕方なく犯罪をしているのではないかとと思われるところがあります。

そういう意味でも、私は、子どもの道德教育をするのと同様に、親についても教育し、親も子育てをしながら成長していくことが必要であると思いますので、副読本では、子どもたちを教育する内容の中に、「親も考えてみよう」とか、親の意見を反映するようなページを一緒にいれていただけるとありがたいなと思います。

非行防止、防犯パトロール、子どもたちのさまざまな学習体験の場所をつくるなど各学区でいろいろな事業を行っています青少年育成委員の立場から言わせていただきますと、青少年育成委員会は、地域だけでなく、学校、PTAを含む家庭と連携している組織でありますので、学校との協力が必要です。先ほどから、教職員の勤務負担の軽減について、何人かの委員から「早急に進めてほしい」という意見がございましたが、負担軽減とはどのような方法によるものなのかと疑問に思う部分があります。人数を見直して、教職員を増やすことで、個人的な負担を減らすという方法なら良いと思いますが、今でさえ、若干非協力的な部分もありますので、できるだけ、そのような軽減方法をとっていただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

●神田委員

私は、施策展開の方向「Ⅲ 体力を高め、健康な体をはぐくむ」でございますけれども、具体施策「(20) 健康教育の推進」とあります。健康教育の推進と簡単に言いますが、健康教育は広いので簡単にはできません。日本医師会でも、健康教育のあり方のさらなる見直しを展開していくことになっております。学校精神保健、特にメンタルヘルスの問題については、施策展開の方向「Ⅱ 社会性を備えた豊かな心をはぐくむ」と「Ⅲ 体力を高め、健康な体をはぐくむ」に関係し、指導課と保健体育課にまたがってきます。これは文部科学省でもそうです。我々、学校医は保健体育課と主に話をさせていただいていますが、指導課のご意見を聞くことは少ないです。なるべく、扉を取り外して、一体となってメンタルヘルスの話をして対応できるように、将来的にはして欲しいです。

また、健康教育の中には、メタボのいわゆる生活習慣病等いろいろな問題がありますが、これについて、具体的にどのような対応をするのか、特にスポーツや睡眠との関係とかいろいろな問題が含まれておりますので、議論していただきたいと思います。

それから、感染症の対策についてですが、これは主に保健体育課でやっています。最近の麻疹の問題では、保健体育課のご尽力と小児科団体との連携でもって、千葉市では発生状況を最小にとどめています。

しかし、麻疹よりも大きな問題は、この冬に訪れようとしている新型インフルエンザです。これは、長期的な推進計画には入りませんが、感染症についての予防や対応は、保健体育課だけでは難しいと思います。これについて、今、どういう組織で、具体的に進められているか伺いたいです。

セキュリティの問題について、施策展開の方向Ⅳ、Ⅴで、出ていますが、地域ぐるみで行うのが大切です。「子ども110番の家」設置の推進は青少年課、防犯対策の充実については学事課で行われていますが、もっとセキュリティに関して力をいれて欲しいです。

もう一つ、教職員の問題ですが、特に、教職員支援体制に精神的な支援を、是非入れていただきたいです。精神疾患で日常生活に支障が出ている先生がいるという話を聞くので検討していただきたいです。以上です。

●明石会長

ご質問のあった新しいインフルエンザの対策について、どこまで準備ができていますか保健体育課でしていますか。

●小川保健体育課長補佐

これは、教育委員会だけではお答えするべき内容ではありませんが、健康医療課、保健所、千葉市医師会等と麻疹等の感染症対策について定期的に話し合いを持っているところです。その話し合いの中で、新型インフルエンザ等への具体的な対応の仕方など新しい動きや情報について、今後も引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

●明石会長

準備だけはしておいたほうがいいと思います。

もう一つ、神田委員が指摘されたことですが、縦割りを越えて、いろいろな課が担当課に入ってくると良い、と事務局にお願いしているところです。なかなかこのようなことをしているところがありませんが、千葉市では、課を越えて行うというのは良いのではないのでしょうか。

●高津副会長

施策展開の方向「Ⅱ 社会性を備えた豊かな心をはぐくむ」の基本施策「3 命を大切に
する心や思いやりの心をはぐくむ教育の推進」の具体施策「(9) 各種体験学習の推進」

を、今まで進めてきたことですが、さらに進めて欲しいです。

今の子どもたちは、子どもたちは小さい頃に、昔のような良い意味での上下経験をする
ことが少ないです。今は、顔が見えても、メールで会話しているところをよく見ます。

私の学校でも、職場体験を中学2年生で行っていますが、知らない職場で、知らない大人
人に接すると、学校とは違ったピリッとした姿を見ることがあります。いろいろな大人、
地域の人に見てもらって、大変なことも我慢してやるというような体験を多くすることで
人のことを思いやったり、コミュニケーション力が身に付いたりするのではないかと思います。

基本施策「9 地域の教育力の活用した家庭・学校への支援」の具体施策「(25) 地域
人材を活用した学校支援」とあります。私は活用したいと思っていますが、うまく活用で
きていません。

しかし、最近、地域の方から「学校や子どもたちのために何かをしたい」という申し出
をいただきまして、「子どもたちと関わって欲しい」ということで、子どもたちに工作教室
をしていただきました。父兄だけでなく、地域の人たちも、子どもたちも多く集まって和
やかな雰囲気でした。地域の人たちが地域の学校を育てるという姿を見て、このような、
地域の人たちが子どもを育てる機会を作れたらいいと思います。

教職員のことについてですが、子どもとたちと向きあえる時間を確保して欲しいです。
問題がある先生は一部で、良い先生が多いと思っています。是非、良い教育を進めたいと
思っています。

●明石会長

他に追加の意見はございますか。

私からは3つ申し上げたいと思います。

まずは、「千葉市らしさ」とは何かということを考えたいということです。千葉市の子ども
たちは、体力、学力は比較的良いほうです。しかし、規範意識が乏しいことを示すデー
タがありました。これはどうしたらいいのでしょうか。学校だけでは無理です。そうすると、
市を挙げて行う。例えば、教育の日を一日作るというのがあります。内閣府は、教育の1
週間を設けています。茨城県は11月を教育の月としています。県民は、その間1回でも
良いから、何らかの形で教育活動に参加することになっています。300万弱の県民で通
算230万くらいの県民が参加するのです。千葉市は93万ですね。市民の中で、なんら

かの形で、1ヶ月くらいあったら、1回くらいは地域や学校で活動しませんか、というような柔らかい市民活動ができないかと思います。それが規範意識につながるのではないかと思います。

しかし、それをやるにはお金がかかります。税金もお願いしたいですが、自前で基金を作れないかと考えています。例えば、「千葉 子ども 夢基金」とか、独自のファンドづくりをしていったらいかがでしょうか。個人、企業からも協賛金をいただくような形でできないでしょうか。

3つ目は、千葉市方式の学校・家庭・地域支援本部を作っていけないかということです。それがあれば、178もある施策の評価もできます。教育委員会とパートナーシップをとれるような本部をつくって、その資金は基金で賄うというのはどうでしょうか。

今日は非常に貴重な意見をいただきました。

皆さんからいただいた意見を踏まえて事務方と協議し、次回の会議で深めていきたいと思えます。

●明石会長

次に、(4)の「今後のスケジュール」について、事務局より説明してください。

●三橋主査

10月に2回計画案の検討をしたいと考えています。

10月上旬に計画案の検討1回目、10月22日に計画案の検討2回目を行いたいと思えます。

9月中旬に、各委員の皆様へ計画案の提示をさせていただきます。

10月以降のスケジュールは前回会議で説明したとおりでございます。

●山崎課長

資料送付の際に、次回の日程を提示いたしますので、丸をつけていただきたいと思います。

●明石会長

他にございませんか。

それでは、議事につきましては、以上で終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

ご協力ありがとうございました。

●小川補佐

明石会長、ありがとうございました。

それでは、各委員の皆様、気を付けてお帰りください。お疲れ様でございました。

市役所の駐車場や地下の駐車場に停められた委員は、事務局にお申し付けください。